

インフルエンザの定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている 定点医療機関からのみ患者数は報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると 1医療機関当たりの平均報告数のことです。

全国にはインフルエンザ患者数を報告する医療機関が 5,000カ所、長崎県では 70カ所、長崎市保健所管内に 17カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち 1つの医療機関が 1週間で何名のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字ですから定点当たり報告数が 3 ならば、1つの医療機関で 1週間に 3名のインフルエンザ患者を診療した、ということです。

この数字が 1以上ならその地域は流行域に入ったことになり、10以上なら注意報、30以上なら警報となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

平成 27 年の 第 52 週は平成 27 年の 12 月 21 日から 12 月 27 日までの週です。長崎県は 0.43、長崎市は 0.94 で、長崎市は流行域に近づいています。これから十分な休息、手洗い、うがいを心掛けてください。

